

事 務 連 絡
平成 1 9 年 7 月 1 7 日

新潟県福祉保健部医薬国保課 殿
長野県衛生部医療政策課 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成 1 9 年新潟県中越沖地震により被災した国民健康保険被保険者
に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の取扱いについて

標記については、今般の平成 1 9 年新潟県中越沖地震の被害の甚大さ等に鑑み、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）について、下記内容をあらためて周知することとしたので、関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計らいたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 4 条、第 7 7 条及び第 8 1 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 5 条、第 2 0 条の 5 の 2 及び第 7 1 7 条の規定、及び「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」（昭和 3 4 年 3 月 3 0 日保発第 2 1 号）に基づき、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料（税）の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができることとなっており、被災被保険者の一部負担金及び国民健康保険料（税）についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び国民健康保険料（税）の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。